

京都市告示第 189 号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の11第1項の規定に基づき、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成20年7月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人 京都社会事業財団（会長 松原 義人）

2 申請者の主たる事務所の所在地

西京区山田平尾町17番地

3 事業所の名称

社会福祉法人京都社会事業財団玉頭の家

4 事業所の所在地

西京区川島玉頭町38-10

5 指定する事業の種類

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

6 指定年月日

平成20年7月1日

7 介護保険事業所番号

2694000015

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）